

政務活動費の運用指針の改正について
(令和5年3月改正箇所：令和5年度から適用)

1 添付資料の省略

【第2章】

- ・ 5 支出証拠書類一覧の欄外に下記のとおり注釈（※2）を追加し、該当の支出証拠書類（旅費計算書、見積書、対応者等の名刺、現地の写真）の後ろに「（※2）」を追加（P17）

※2 会派内の参加代表者の審査書に添付することで、他の参加者は添付を省略することが可能

※本件については、あくまでも運用指針の運用上の解釈を検討会で確認したものであることから、検討会で確認した日（令和4年6月28日）をもって運用を開始した。

2 議会共用タイムレコーダー

【第2章】

- ・ 5 支出証拠書類一覧「人件費」の項目を下記のとおり変更（P18）

人件費	人件費	・ 履歴書、契約書案（雇用条件がわかるもの） ・ 雇用契約書（雇用通知書）、領収書等 ・ 給与支払事務所等の開設届出書の写し又は法人番号指定通知書の写し ・ 雇用保険適用事業所設置届事業主控の写し ・ 議会共用タイムレコーダーのタイムカードの写し	○ ○ ○ ○	○ ○
-----	-----	---	------------------	--------

3 県内移動におけるガソリン代

【第2章】

- ・ 6 (1) 調査研究費の関連費目の例示中「交通費等」の項目を下記のとおり変更 (P19)

関連費目の例示	交通費等	鉄道賃 (グリーン料金不可)、飛行機代 (エコノミーのみ)、バス代、有料・高速道路料金、タクシー代 (県内不可)、ガソリン代 (詳細は、37 ページ「自家用車」の項目を参照)	後記第3章会計費目別支給基準を必ず確認のこと。
	宿泊費等	宿泊料 (県内不可)、日当 (県内不可)	
	資料費等	資料印刷費、コピー代、施設入場料、会場借上料、設備等使用料、写真代、電子媒体への記録経費	
	文書通信費	資料郵送代	
	講師費等	研究会出席負担金、講師等謝金	
	委託費	調査委託費	

【第3章】

- ・ 1 旅費「私有車」の項目を下記のとおり変更 (P37)

項目	説明
自家用車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内移動に伴う燃料代 (ガソリン代等) は支出することができない。ただし、市外の活動に向かうための市内部分については支出することができる。 ・ 県内 (市外) 移動に伴うガソリン代は、視察の場合に限り支出することができる。 ・ ガソリン代の積算に当たっては、富山市役所を発着とし、富山市旅費支給条例第12条 (車賃) に定める1キロメートル当たりの単価を準用し算出する。 ・ 旅行中又は旅行前後に提供した自家用車に係る修理又は整備費用については、支出することはできない。 ・ ガソリン代の支出の際は、距離の根拠となる資料 (ネットのルート検索など) を提出する。

4 2人以上の分の請求書等を1つにまとめる取り扱い

【第4章】

- ・ 1 (4) ウを下記のとおり変更 (P46)

※みどりの窓口に限定した記載を削除

ウ 2人以上の分を1枚の領収書にまとめた場合、領収書の原本を貼付する議員については、貼付用紙(様式14)の余白部分に内訳(議員名及び各々の額)を記入し、原本を貼付しない議員については、貼付用紙(様式14)に写しを貼付し、内訳を記入したうえで、写しである旨と原本の所在を記入する。

【第4章】

- ・ 1 (5) 領収書受領にあたっての留意事項【領収書チェックシート】「②宛名」の項目中ただし書きを下記のとおり変更 (P47)

※みどりの窓口に限定した記載を削除

※ただし、2人以上の分を一括して購入する場合に限り、会派名のみの記載でもよい。

5 クレジットカードの利用

【第4章】

- ・ 1 (7) ウ「クレジットカードの使用」と1 (7) エ「立替払いによる支出」の記載順を入れかえ、下記のとおり「クレジットカードの使用」を「クレジットカード利用の際の留意点」に変更 (P49)

ウ 立替払いによる支出(会派内後払いの原則)
(略)

エ クレジットカード利用の際の留意点

政務活動費を充当する経費の決済にクレジットカードを利用する場合は、次の点に留意する。

※「クレジットカード利用の際の留意点」を記載した表を追加